

契約条項 P-7693_210118

甲は、注文書記載の作業を以下の条項にもとづき乙に注文します。

1. デバイス設定用データ作成・修正代行作業（以下「本作業」という）とは、富士フイルムビジネスイノベーション株式会社製機械装置の宛先表等をリモート設定するための転送用データの作成・修正作業を、乙が甲に代わり遂行する作業をいいます。
2. 甲は、乙に「本作業」の遂行に関する作業仕様書または指示（以下「作業仕様書」と総称する）を交付し、あわせて宛先表等の登録に関する注文書記載または別途指定される甲から依頼を受けた時点の電子データ（以下「お客様データ」という）を乙に開示します。
3. 乙は、「作業仕様書」および「お客様データ」にもとづき「本作業」を遂行します。
4. 乙は、「本作業」が完了希望日までに完了できない事由が生じた場合は、すみやかに甲に通知し、その対応について別途協議します。
5. 乙は「本作業」終了後すみやかに甲に「本作業」の成果物（以下「成果物」という）を注文書記載の納品場所に納入し、甲はすみやかに「成果物」を確認のうえ「終了確認証」を乙に交付します。甲による乙に対する「終了確認証」の交付により「本作業」は完了します。
6. 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、乙に注文書記載の料金を支払います。乙が「本作業」を着手したにもかかわらず、乙の責によらず「本作業」を完了できなかった場合でも、甲は乙に対して当該料金を支払います。
7. 乙の責によらない、予見できない異常な通信障害によるデータの滅失、毀損、納期遅延の場合は、作業代金を返還するか、作業代金を收受していないときは、作業代金を請求せず、作業を終了します。
8. 乙は、「お客様データ」を甲の秘密情報として認識し、善良な管理者の注意をもって管理および使用します。甲からお預りしたデータおよび乙が取得したお客様データおよび機械情報は、乙の社内でデータ登録中、適切に管理し、本作業の目的のみに使用いたします。「お客様データ」および機械情報を第三者に開示したり、本作業の目的以外には使用・複製いたしません。乙が保有する「作業データ」および機械情報は、甲による作業完了の確認後すみやかに廃棄または削除いたします。ただし、乙の社内システムにおいては、作業着手日から起算して1ヶ月の間、登録データを乙の社内システムに保管します。1ヶ月経過後は同一データでの「本作業」は実施できません。
9. 乙は、本作業の遂行を乙の子会社または関連会社に委託することがあります。作業を委託するにあたり、乙は、本契約にもとづく乙の義務および責任を乙の子会社または関連会社に遵守させ、乙の子会社または関連会社の行為について甲に対して責任を負うものとし、乙が本作業を乙の子会社または関連会社にあたり、「お客様データ」が個人情報保護法における個人情報を含む場合、甲は、当該個人情報を含む「お客様データ」が本作業の目的の範囲内で利用されることを条件として、乙が乙の子会社または関連会社に「お客様データ」を開示し、乙の子会社または関連会社が「お客様データ」を利用することについて同意します。
10. 前項に加えて、乙は、甲の事前の書面による承諾なく、「本作業」のために開示が必要とされる、乙および乙の子会社または関連会社の特定の担当者および作業従事者以外のいかなる第三者にも、「お客様データ」を開示しません。
11. 乙は、「お客様データ」が開示された前項の特定の担当者および作業従事者が、守秘義務を履行するよう適切な措置をとります。
12. 第8項から第11項までに定める乙の義務は、以下のいずれかに該当する情報に対しては、適用されません。
 - (1) 本契約成立時において既に公知であったもの、または本契約成立後に乙の責に帰すべき事由によらず公知となったもの。
 - (2) 本契約成立時において法律上正当な権原を有する第三者から合法的に取得し既に所有しているもの、または本契約成立後に法律上正当な権原を有する第三者から守秘義務を負わずに合法的に取得するもの。
 - (3) 乙が営業活動または保守業務等において、甲または甲の従業員および乙の取引先から正当に入手した情報
13. 乙は、「本作業」の終了後、「お客様データ」を返却します。甲は、乙から返却された「お客様データ」を作業完了確認日から起算して6ヶ月の間、保管するものとします。
14. 甲が乙に「終了確認証」を交付した後3ヶ月以内に「成果物」に誤りが発見された場合、甲はただちに乙に通知し、乙は甲から前項にもとづき甲に返却した「お客様データ」を甲から再度開示を受け、乙が保管する「登録データ」と整合したうえで、無償で誤りを修正します。ただし、甲が当該「お客様データ」を破棄した場合などの理由により、乙に開示できない場合、乙は当該修正作業の責を免れます。
15. 前項にもとづき甲から乙に追加で開示された「お客様データ」には、第8項から第13項までを適用します。
16. 「本作業」の遂行にあたり、甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求める全ての場合において、乙は本契約金額を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負います。

<免責事項>

<お客様データに関する事項>

お客様データの数字を判別することが困難である場合、FAX番号として有効な桁数が満たされていない場合、宛先の表記を判別することが困難である場合は、確認のための時間・日数を要することがあり、指定納期（作業完了日）に影響することがあります。

<お客様データの有効性に関する事項>

FAX番号と宛先が呼応していることについては、甲の管理責任の範囲内であり、FAX番号と宛先が呼応していないこと、またはFAX番号が登録時において有効であるかどうかについては、乙が関与したり保証する立場にはなく、乙は責任を負いかねます。お客様データどおりに登録が完了し、甲の検収合格を得た場合、その後、FAX番号と宛先が呼応していないことを原因とするFAX誤送信については責任を負いかねます。機種によっては、宛先画面上の並び順等が元の機械と異なる場合があります。

<通信環境に関する事項>

予見できない異常な通信障害など通信環境を原因とするデータ転送障害については責任を負いかねます。

以上